

# 自宅での生活を支援する 在宅医療・介護

～住み慣れたご自宅で自分らしく安心して在宅療養生活を送るために～



在宅医療・介護とは、もしも慢性疾患やがんなどで療養生活が必要となった時、医療機関への入院や通院、介護施設への入所をしないで、自宅で医療や介護を受けることを言います。在宅医療ではかかりつけ医を中心に、訪問による診療や治療・処置などを受けられます。また、介護では食事や入浴の介助など、主に介護保険のサービスを利用できます。

○住み慣れた家で療養したい

○家族やペットと一緒に過ごしたい

○趣味などを続けながら、自分らしく生活していきたい

など、本人や家族の希望に寄り添いながら、在宅医療・介護のスタッフが病気や障害、生活機能の状態などを専門的に判断し、支援していきます。

厚生労働省が「時々入院、ほぼ在宅」と推奨しているように、病気の急変時や在宅療養生活に疲れたときも医療と介護が連携し円滑に入院ができるよう支援していきます。



# 在宅医療・介護の専門職、関係機関

## 診療所医師

通院が困難になった時、ご自宅での診察や治療、お薬の処方などを行い、病気や健康状態の管理をします。患者さんに介護保険によるサービスや訪問看護が必要であると判断するのも医師です。

訪問診療や往診を希望の方は「かかりつけ医」にご相談ください。「かかりつけ医」は一人ひとりのこれまでの病気を把握し、病状を総合的に判断し適切な身体管理を行います。専門的な検査や治療が必要な時は、それにあった病院と連携したり紹介をします。



## 訪問看護師

医師の指示のもと看護師が自宅に訪問し、在宅での看取りや人工呼吸器、気管切開、胃ろう管理、尿道カテーテル等の医療的処置や経過観察が必要な方の支援を行うほか、排泄ケアや清拭・洗髪・入浴などの清潔の保持、認知症や精神疾患をお持ちの方の看護を行います。病状の急変などに備えたサポート体制も充実させています。ご希望される時はかかりつけ医や担当ケアマネジャーに相談ください。

## 歯科医師・歯科衛生士

通院が困難になった時、自宅に訪問してむし歯の治療や歯茎の腫れや痛みに対する治療、入れ歯の調整・修理・作製、口腔ケアなどを行います。訪問歯科治療を希望の方は「かかりつけ歯科医師」または担当ケアマネジャーにご相談ください。

歯科医師の指示により、歯科衛生士が訪問し、口腔内のお手入れや機能低下予防の指導を行うこともできます。

## 薬剤師

医師から処方された薬の相互作用・副作用のチェックを行います。さらに、状態に合わせて薬を飲みやすくまとめたり、粉にしたり、飲み忘れ対策など、在宅で薬の療養支援を行います。それらを実行するために「かかりつけ薬局」を持つことをお勧めします。かかりつけ薬局の相談は現在利用中の薬局薬剤師か担当ケアマネジャーまでご相談ください。



## 病院・医療ソーシャルワーカー

比較的規模の大きな病院では、主に急性期の治療対応を行います。在宅療養で病状が悪化したり、急変した時、また高度で専門的な検査が必要になったときは、入院して必要な医療を受けます。さらに、病院スタッフが入院早期から関り、ご本人や家族・介護スタッフ等関係機関と共に、安心して在宅療養生活に移行できるようサポートします。

医療ソーシャルワーカーが在中する病院では、社会福祉士の立場から、身体だけでなく患者・家族の抱える経済的・社会的問題に関するアドバイスや福祉制度、サービス活用の利用手続きをサポートし、在宅復帰の促進を図ります。

## ケアマネジャー

在宅医療・介護のコーディネーターとしての重要な役割を担います。介護保険を利用されるご本人やその家族の相談にのり、身体や生活状況に合った介護サービス計画（ケアプラン）を作成したり、医療・介護等関係者と連携を行い、在宅療養生活が継続できるよう支援します。ご本人が入院した時は、入院療養生活に必要な情報を病院に提供します。さらに、退院後の在宅療養生活を安心して送れるように、ご本人や家族・病院スタッフ等関係機関との話し合いに参加し、ケアプランを作成し直します。



## ホームヘルパー

ケアマネジャーが作成したケアプランを基に、自宅を訪問して食事や入浴・排泄などの介助や、調理や掃除・洗濯などの生活支援をします。

身近な専門職として、ご本人や家族の相談支援、課題の早期発見を行い、他職種につなげる役割も担っています。



## リハビリ専門職

医師の指示に基づいて、身体や生活機能の維持回復を目的に、日常動作訓練や拘縮予防など、ご自宅でリハビリテーションを行います。



## 地域包括支援センター

市内には6つの地域包括支援センターがあります。地域の高齢者が抱える様々な問題に対し、医療機関や介護サービス事業者だけでなく地域住民や自治会などと連携して支援をする機関です。

在宅療養生活に関する相談には主任ケアマネジャー、看護師、社会福祉士などの専門職が連携し対応しますので、お気軽にお電話ください。お住まいの住所により地域包括支援センターが異なりますので下記の表でご確認ください。

介護保険サービスを受けていない方も、まずはこちらへお電話ください。

名称	住所	電話番号	担当地域 (小学校区)
太平地域包括支援センター	太平町 2-39-1 (総合福祉センター内)	25-1135	昭和、池田 脇之島
滝呂地域包括支援センター	滝呂町 10-87-4 (サンホーム滝呂内)	24-5562	養正、滝呂
南姫地域包括支援センター	大針町字台 80-2 (ふれあいセンター姫内)	20-2021	南姫、根本
笠原地域包括支援センター	笠原町 2900-6 (かさはら福祉センター内)	45-0007	市之倉、笠原
精華地域包括支援センター	十九田町 1-10 (ニコニコ支援センター精華内)	25-2511	精華、共栄
北栄地域包括支援センター	旭ヶ丘 7-15-1 (養護老人ホーム多容荘内)	27-2211	小泉、北栄

## 多治見市

多治見市在宅医療・介護連携推進会議を設置し、皆さんが住み慣れた自宅で自分らしく安心して在宅療養生活を送るための支援について医療と介護の専門職の方々と一緒に連携強化に取り組んでいきます。



在宅療養生活を送るには、ライフイベントに合わせ、ご本人とご家族の意思を専門職や関係機関と共有し、話し合いながら進めていくことが大切です。

パンフレット作成／多治見市役所高齢福祉課  
監修／多治見市在宅医療・介護連携推進委員

